

答申個第108号  
令和3年9月24日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 北村 和生  
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年11月4日付け保障第464号をもって諮問のありました下記のことについて、  
別紙のとおり答申します。

記

プロフィール票に係る個人情報一部非訂正決定事案（諮問個第261号）



## 1 審査会の結論

処分庁が行った個人情報一部非訂正決定は妥当である。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年6月23日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第24条第1項の規定に基づき「プロフィール票」を対象公文書として、請求する訂正の内容及び理由を次のとおり示したうえで個人情報の訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（訂正請求の理由）

●●が作成したプロフィール票に於いて事実と異なる記載が為されているので訂正を請求する。

※ 訂正を求めている部分及びその理由については、別表1のとおり。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）において保管されている「プロフィール票」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、個人情報一部非訂正決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和2年7月14日付けで、その旨及びその理由（訂正の内容並びに訂正をしない部分及びその理由）を別表2（処分庁の判断）のとおり審査請求人に通知した。

- (3) 審査請求人は、令和2年10月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、平成25年1月16日付けでかがやきの職員である●●（以下「元職員」という。）が作成した記録であり、元職員が審査請求人の面談を行った際に審査請求人から聞き取った内容や元職員の評価を記入したものである。

審査請求人が訂正を求めている個人情報、本件公文書中、元職員が審査請求人から聴取して記入した内容、審査請求人に係る評価を記入した内容及びプロフィール票様式用の字誤りなど52の項目（別表1参照）である。

(2) 本件公文書の一部訂正を行わないことについて

訂正請求対象箇所のうち、項目番号2、50、51及び52については明らかな誤記載であること、また項目番号17、22及び24については審査請求人から提出を受けた書類を確認した結果、事実と異なる記載であることが確認できたため訂正をした。

それ以外の45の項目については、各情報の性質から5つに区分し、次の理由により訂正を行わないことが適当であると判断した。

※ 各区分に該当する訂正請求対象箇所及び訂正をしない理由については別表2のとおり。

ア 明らかな用字誤りとは認められない。

イ 担当職員が相談者から提供された相談受付票の内容や相談者の発言から得た情報及び所見を記載しているものであって、担当職員が必要と判断した情報についてどの程度の内容をどのように記載すべきかについては担当職員に属するものである。また、記載されたことが事実でないことが証明されていない。

ウ 公文書の内容と請求内容に齟齬が認められない。

エ 記載されたことが事実でないことが証明されていない。

オ 担当職員が記載した所見等が記載されたものであり、訂正の対象となる「事実」ではない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び行政不服審査法に基づく口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね別表2（審査請求人の主張）のとおりであると認められる。

## 6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 個人情報の訂正請求権について

実施機関が保有する個人情報の内容に事実についての誤りがあった場合、そのことによって当該個人に不利益が及ぶなど、当該個人の権利利益を侵害するおそれがある。条例第24条の個人情報の訂正請求に係る規定には、このようなことを防止するため、公文書に記録されている自己の個人情報の内容に事実についての誤りを確認した場合に、訂正を求めることを権利として保障したものである。

なお、「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事項であり、したがって、評価、判断等の主観的事項に関する個人情報については、訂正請求をすることはできないと解される。

(2) 個人情報の訂正義務について

実施機関は、訂正請求があったときは、訂正を求める内容が事実と合致しているかどうかなどについて必要な調査を行い、訂正請求に理由があると認めたときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない(条例第26条)。

(3) 本件公文書及び訂正対象個人情報について

本件公文書は、かがやきの元職員が審査請求人の面談を行った際に審査請求人から聞き取った内容や元職員の審査請求人に対する評価を記載した「プロフィール票」である。

審査請求人が訂正を求めている箇所は、元職員が記載した内容のほか、プロフィール票の様式として予め記載されている事項にも及んでいる。

(4) 本件処分について

処分庁は、非訂正とした45の項目について、各項目を5つの理由のいずれかに区分し、本件処分が適正である旨の主張をするので、当該5つの区分に則して、各項目を非訂正としたことの妥当性について以下検討する。

ア 4(2)アに係る3項目(項目番号1, 3及び37)について

(ア) 処分庁は、これらの項目について、明らかな用字誤りとは認められないと主張する。

(イ) 当審査会において本件公文書を見分したところ、項目番号1及び3については、かがやきにおいて作成すべき「プロフィール票」として定められた様式に予め記

載されている項目又はその説明（「1. 相談受付票①②の・・・(以下略)・・・」欄の見出し）の部分であることが認められる。

したがって、仮にこのような部分に多少の用字誤りがあったとしても、審査請求人の個人情報に関して誤りがあったとは言えないから、そもそも訂正請求の対象となるものではない。

(ウ) 項目番号37については、「想いどおり」という表現に用いられた漢字「想い」が誤りであり、「思い」に訂正すべきか否かが問題とされているものであると認められる。

しかしながら、仮にこのような用字に誤りがあったとしても、審査請求人の権利利益を侵害するおそれが生じるような「事実についての誤り」とは認められない。

(エ) よって、4(2)アに係る項目を非訂正とした処分庁の判断は妥当であると認める。

イ 4(2)イに係る23項目（項目番号4～13, 16, 25～32, 34, 38, 40, 42）について

(ア) 当審査会が本件公文書を見分したところ、標記の項目のうち、項目番号4～13及び16は本件公文書の「\*生育歴」欄に、項目番号25～31は「\*生活の様子」欄に、項目番号32は「検査結果など」の欄に、項目番号34, 38, 40及び42は「\*本人や親の特性・・・(以下略)・・・」欄（項目34は欄外に手書き）に、それぞれ、元職員が審査請求人に関する情報を記載したものであると認められる。

(イ) これらの項目について、処分庁は、相談者の発言から得た情報及び所見を記載する際、担当職員が必要と判断した情報についてどの程度の内容をどのように記載すべきかについては担当職員に属するものであると主張する。

(ウ) これらについて、当審査会は、次のように考える。

a 一般に、相談業務に従事する担当職員が相談者に関する記録を作成する場合は、当該記録の作成目的に応じて、自らの理解した範囲内で、自らの判断により必要と認められる情報を記載するものである。

b したがって、本件公文書の上記各項目の記載内容についても、基本的には、これを作成した元職員の判断によるべきであり、たとえ、審査請求人自身の持つ記憶、自覚、経験又は知識等に照らして、正確性、厳密性、十分性等において不足があったとしても、そのみを理由に処分庁に訂正義務が生じることにはならないから、上記各項目に係る審査請求人の主張を認めることはできない。

(エ) なお、個人情報の訂正請求権については、上記(1)のとおりであり、念のため、上記各項目に、審査請求人の権利利益を侵害するおそれが生じるような「事実

ついでに「誤り」があるかどうか精査したが、これに該当する誤りがあることを確認することはできなかった。

(オ) よって、4(2)イに係る項目を非訂正とした処分庁の判断は妥当であると認める。

ウ 4(2)ウに係る5項目（項目番号14、20、21、35、41）について

(ア) 当審査会が本件公文書を見分したところ、標記の項目のうち、項目番号14、20及び21は本件公文書の「\*生育歴」欄に、項目番号35及び41は「\*本人や親の特性・・・(以下略)・・・」欄に、それぞれ、元職員が審査請求人に関する情報を記載したもの（項目番号35については項目名に対応する記載内容がないもの）であると認められる。

(イ) 処分庁は、これらの項目については、公文書に記載されている内容と訂正請求における請求内容に齟齬が認められないと主張する。

(ウ) そこで、当審査会において、これらの項目に記載されている内容に対する審査請求人の主張を確認したところ、審査請求人の主張はいずれも当該記載内容を補足する内容であることが認められる。

なお、審査請求人の主張が当該記載内容に不足があるため訂正すべきという趣旨であるならば、当審査会の判断は上記イ(ウ)及び(エ)における判断と同様である。

(エ) よって、4(2)ウに係る項目を非訂正とした処分庁の判断は妥当であると認める。

エ 4(2)エに係る7項目（項目番号15、18、19、23、33、36、39）について

(ア) 当審査会が本件公文書を見分したところ、標記の項目のうち、項目番号15、18及び19は本件公文書の「\*生育歴」欄に、項目番号23は「相談機関等の利用の経過」欄に、項目番号39は「\*本人や親の特性・・・(以下略)・・・」欄に、それぞれ、元職員が審査請求人に関する情報を記載したものであると認められる。

また、項目番号33及び36については、かがかきにおいて作成すべき「プロフィール票」として定められた様式に予め記載されている項目又はその説明（「\*本人や親の特性・・・(以下略)・・・」欄の見出し）の部分であると認められる。

(イ) これらの項目について、処分庁は記載されたことが事実でないことの証明がされていないことのほかは主張していないが、当審査会は、これらの項目（項目番号33及び36を除く）についても、4(2)イの項目と同様に、元職員が自らの理解した範囲内で、自らの判断により必要と認められる情報を記載すべきであるものとする。したがって、これらの項目に関する当審査会の判断は、上記イ(ウ)及び(エ)における判断と同様である。

なお、項目番号33及び36については、審査請求人の主張が様式に予め記載されている記載欄の見出しを訂正すべきという趣旨であるなら、仮にこのような

部分に誤りがあったとしても、審査請求人の個人情報に関して誤りがあったとは言えず、そもそも訂正請求の対象となるものではない（上記ア(イ)における判断と同旨）。

- (ウ) また、上記各項目について、処分庁は本件公文書に記載されている内容が事実でないことが証明されていないと主張し、一方、審査請求人は項目番号15、23及び39の記載は「虚偽」であると主張しているので、当審査会は念のため、この点についても検討を行った。

事実の証明については、条例第25条第2項において、請求する訂正の内容が事実と合致することを証する資料を訂正請求書に添付しなければならないと規定されているところ、当審査会において審査請求人が提出した本件請求に係る訂正請求書等に添付されている資料を見分した結果、審査請求人の求める訂正の内容が事実と合致することについて確信を抱かせるに足る資料は見いだせなかった。

- (エ) よって、4(2)エに係る項目を非訂正とした処分庁の判断は妥当であると認める。

#### オ 4(2)オに係る7項目（項目番号43～49）について

- (ア) 処分庁は、これらの項目については、担当職員が記載した所見等であり、訂正の対象となる「事実」ではないと主張する。

- (イ) 当審査会が本件公文書を見分したところ、これらの項目については本件公文書の「観察者の評価⇒」欄に、元職員が審査請求人に関する元職員自身による評価、判断又は所見を記載したものであると認められる。

なお、項目番号43については、審査請求人のマスク着用について記載されており、審査請求人は面談時にはマスクを着用していなかったと主張している。

- (ウ) 個人情報の訂正請求権については上記(1)のとおりであるから、当審査会は、このような元職員の主観に基づく評価等の内容については、審査請求人が訂正請求をすることができる個人情報には該当しないものと判断する。

なお、審査請求人の面談時のマスク着用の有無については、念のため当審査会において審査請求人が提出した本件請求に係る訂正請求書等に添付されている資料を見分した結果、審査請求人の求める訂正の内容が事実と合致することについて確信を抱かせるに足る資料は見いだせなかった。

- (エ) よって、4(2)オに係る項目を非訂正とした処分庁の判断は妥当であると認める。

#### カ その他

項目番号17については、処分庁が審査請求人の主張を認め訂正をしているが、当該訂正に当たり、「心療内科」と記載すべきところを「診療内科」と誤記しており、審査請求人が審査請求書において改めて訂正を主張している。

当審査会は、このような誤記について処分庁に条例上の訂正義務があるとまでは考えないが、処分庁において速やかに修正されるよう申し添える。

(4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表1（省略）

別表2（省略）

（参 考）

1 審議の経過

令和2年11月 4日 諮問

12月10日 諮問庁からの弁明書の提出

令和3年 1月12日 審査請求人からの反論書の提出

3月22日 審査請求人からの証拠書類の提出

5月10日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出

（令和3年3月5日開催）

7月13日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和3年度第3回会議）

8月24日 審議（令和3年度第4回会議）

9月24日 審議（令和3年度第5回会議）

※ 行政不服審査法第33条、第34条、第35条及び第36条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが、当審査会は、これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）